

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：奈井江町防災ハザードマップ)

奈井江町西部には北海道遺産にも認定されている一級河川石狩川が流れており、石狩川が氾濫した場合の浸水想定区域は奈井江町防災ハザードマップによると、国道12号沿線を中心市街地は浸水想定区域に含まれていないものの、主に住宅地となっている市街地の一部が0.5～3.0mの浸水域とされている。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数	うち浸水影響を受ける可能性のある小規模事業者数
北町地区	0.5～3.0m未満	39	17
本町地区	0.5～3.0m未満	46	9
南町地区	0.5～3.0m未満	6	6
東町地区	0.5m未満	5	—
茶志内地区	0.5m未満	13	—
その他の地区	—	75	—



(出典：奈井江町防災ハザードマップ)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

奈井江町に影響を及ぼす可能性のある地震は地震調査研究推進本部によると5つの断層帯による地震発生が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられる地震は「増毛山地東縁断層帯」となっており、震度6強の地震が想定されているが発生確率は0.6%以下となっている。

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確立が26%以下となっているが、2013年の十勝沖地震では震度4の地震が2回、2018年の胆振東部地震では震度4の地震が1回発生しているなど、定期的に地震が発生しているため、警戒が必要である。

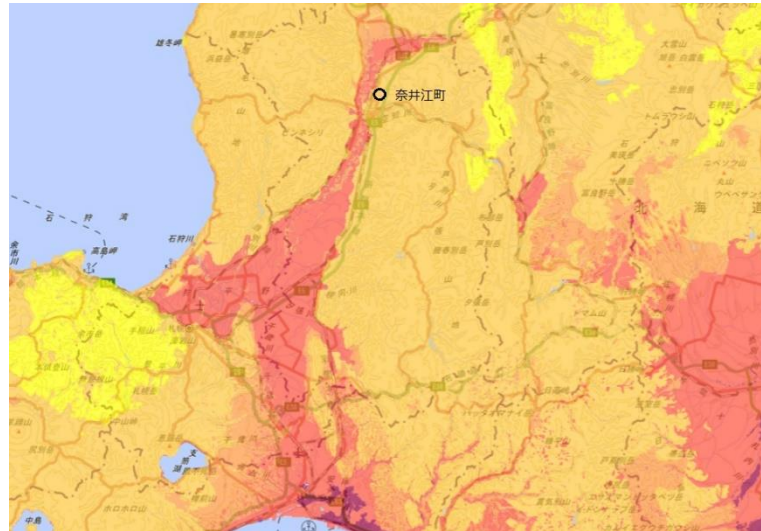
また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品廃棄や物流が途絶えるなどの被害により売上が減少した。

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
富良野断層帯	西部	7.2程度	ほぼ0%~0.03%
増毛山地東縁断層帯・ 沼田-砂川付近の断層帯	増毛山地縁断層帯	7.8程度	0.6%以下
	沼田-砂川付近の断層帯	7.5程度	不明
当別断層帯		7.0程度	ほぼ0%~2%
石狩低地東縁断層帯	主部	7.9程度	ほぼ0%

(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震ハザードステーション)

(その他)

当町では、これまでも暴風雨による数々の水害に見舞われてきた。特に平成16年の台風16号において風害が多大な被害を及ぼした。この台風により、建物被害が70棟以上にのぼり、農業被害も莫大となった。

また、当町の気候環境は比較的内陸性を示し、最高気温は真夏でも30℃前後、最低気温は1月下旬頃の厳寒期でマイナス15℃と年間を通してしのぎやすいのが特徴である。

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害 (棟)	農業被害 (ha)	土木被害 (ヶ所)	その他の被害	被害総額
S63.8.25 ~8.26	水害	低気圧による豪雨 降雨量212.7mm	床上浸水 14 床下浸水 107	田 53 畑 99	道路 27 河川 23	林道 1ヶ所 水道施設 1ヶ所 下水道施設 1ヶ所	1億9,133 万9千円
H16.9.8	風害	台風16号による 風害 最大瞬間風速 38.4m	全壊 17 半壊 14 一部 45	田 1,210 畑 85.7	人的被害 3名(軽傷) 農業施設 447ヶ所 商工業被害 33ヶ所 林業被害 3ヶ所 水道施設 1ヶ所	文教施設 4ヶ所 街灯大看板 3ヶ所	2億4,315 万9千円
H24.2.6 ~3.1	雪害	豪雪による雪害 美瑛地区最深積雪 2/17~167cm (平年91cm)	一部 2	—	—	人的被害 3名 (重傷1名軽傷2名) 農業施設 37ヶ所	727万8千 円

(出典：奈井江町地域防災計画)

(2) 商工業の状況

- ・商工業者等数 229人（独自データ）
- ・小規模事業者数 186人（H26 経済センサス）

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工 業者	建 設 業	52	46	町内に広く分散
	製 造 業	14	10	〃
	卸 売 業	3	3	〃
	小 売 業	44	39	市街地に集中
	飲 食 業	25	25	〃
	サービス業・その他	76	61	町内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項 目	年 月	備 考
奈井江町防災会議条例	S38.1	
奈井江町地域防災計画	H26.4	
防災訓練の実施	H30.9	防災セミナー・啓発講習会の実施
	R1.7	防災訓練・セミナーの実施
防災備品の備蓄	—	備蓄食料（900食） アルファ米・ミキサー粥等

2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
リスクマネジメント資料配布	H30.7	チラシ配布 140部（独自）
事業継続計画について周知	H30.9	広報記事掲載（独自）
災害復旧貸付制度の周知	H30.9	広報記事掲載（北海道・日本政策金融公庫資金）
損害保険への加入促進	H30.11	チラシ配布 140部（独自）
防災対策について対応	H30.11	防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。

3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	浸水影響を受け る可能性のある 小規模事業者数	策定目標（事業継続力強化計 画）				
				R2	R3	R4	R5	R6
建 設 業	5 2	4 6	1 0	2	2	2	2	2
製造・卸売業	1 7	1 3	2	0	1	0	1	0
小 売 業	4 4	3 9	8	2	1	2	1	2
飲 食 業	2 5	2 5	5	1	1	1	1	1
サービス業・その他	7 6	6 1	7	1	1	1	2	2
合 計	2 1 4	1 8 4	3 2	6	6	6	7	7

※策定目標については小規模事業者については事業継続力強化計画の策定を推奨し、支援を実施する。

また、目標件数については商工会における人員体制を考慮したうえで浸水地域を優先し、本計画期間において対象地域内にある小規模事業者が策定するよう設定した。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し計画策定の重要性 を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に 支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び 勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行う ための職員の育成と連携を図る	職員会議及び 勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関との体制構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

奈井江町	奈井江町商工会
防災関連の情報提供	計画策定支援・フォローアップ
計画策定に係る助言・指導	セミナー・個別相談会の開催
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において、本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和3年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・奈井江町の実施する防災訓練等に参加し、連携を図ることで事前並びに事後における対策を円滑に実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
建設業	52	46	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4
製造・卸売業	17	13	0	1	0	1	0	0	1	1	1	1
小売業	44	39	2	1	2	1	2	2	3	3	3	3
飲食業	25	25	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
サービス業・その他	76	61	1	1	1	2	2	1	2	2	3	4
合計	214	184	6	6	6	7	7	6	12	12	13	14

※フォローアップについては計画策定後2年間実施し、以降については必要に応じて実施する。

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会にて状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	奈井江町産業観光課商工観光係

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてはあらかじめ当町産業観光課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。  
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等） ③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・奈井江町災害対策本部の方針に従い、当町産業観光課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時</li> <li>・町内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

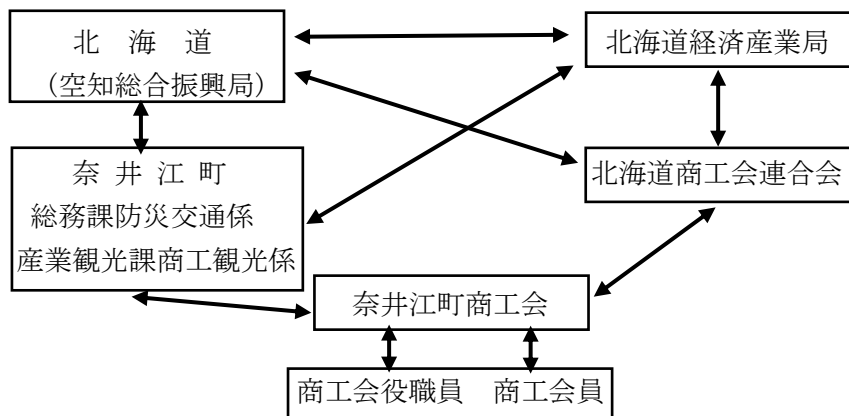
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な支持命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にてメールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については事前の対策で定めた被害報告基準をあらかじめ確認しておく。
- ・当商工会と当町が共有した情報について道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて空知総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

- ・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況の確認を行う。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

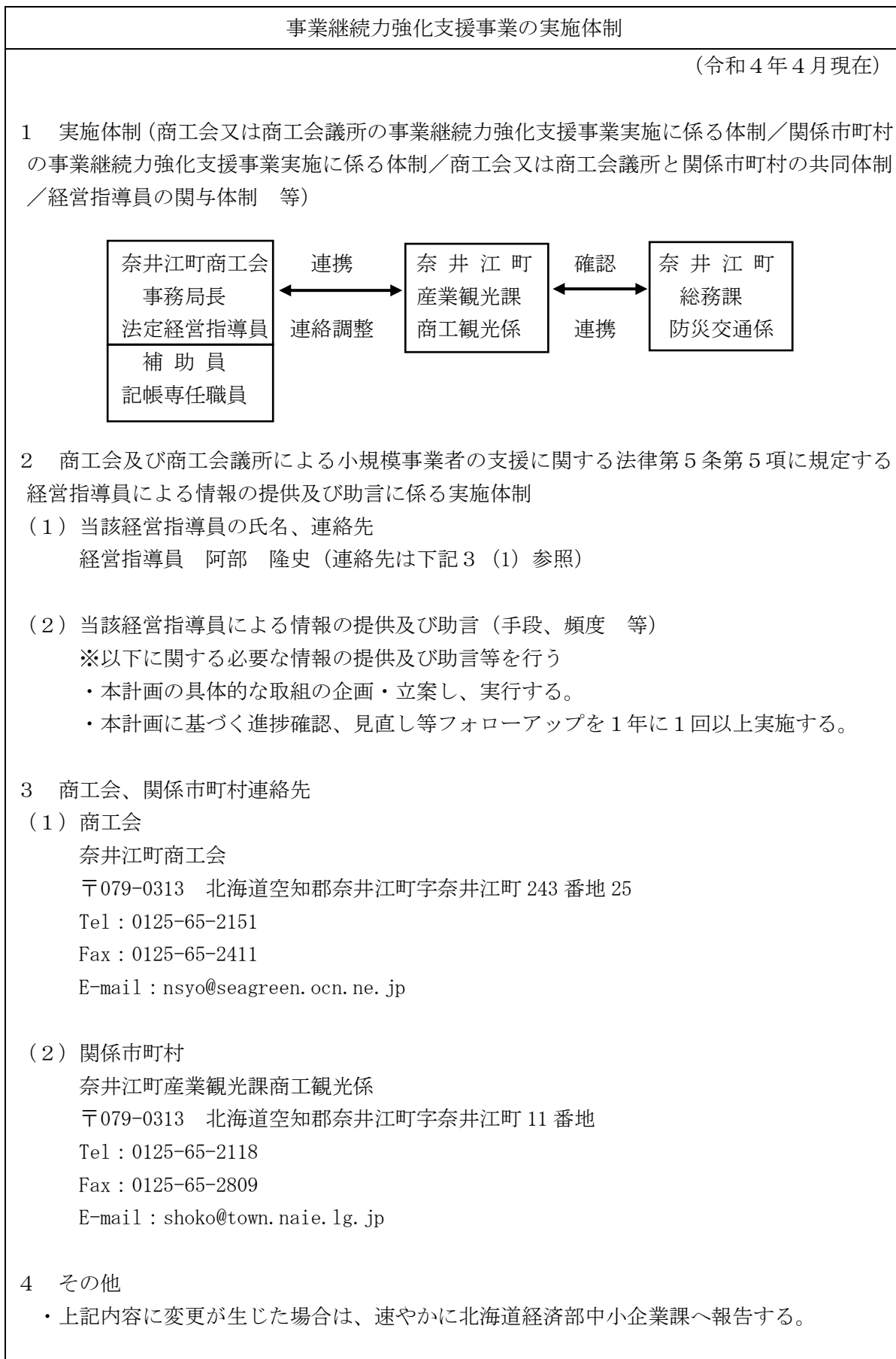
- ・奈井江町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、奈井江町・奈井江町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制





(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	52	52	98	98	98
・ 専門家派遣費	36	36	72	72	72
・ セミナー開催費	3	3	6	6	6
・ パンプ、チラシ作成費	13	13	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。